

令和8年1月30日
地域創生部
文化財保護課文化財活用係
電話：027-898-3548 内線：3548

群馬県登録文化財の登録について

令和8年1月30日（金）に、群馬県文化財保護審議会（会長 戸所 とどころ たかし 隆）
が開催され、群馬県登録文化財1件の新規登録が答申されました。

※詳細は次頁以降を参照

1 答申（新規登録）が行われた群馬県登録文化財

有形文化財（歴史資料） 1件

古墳調査台帳（『上毛古墳総覧』作成基礎資料） 41点（新規登録）

今回答申された文化財が登録された後の群馬県指定等文化財および群馬県登録文化財の件数は次のとおりです。

【群馬県指定等文化財】

種別	重要有形文化財	重要無形文化財	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	史跡	名勝	天然記念物	選定保存技術	選択無形民俗文化財	計
件数	221	0	8	21	89	2	98	1	1	441

【群馬県登録文化財】

種別	有形文化財	無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財	記念物	計
件数	5	0	0	0	0	5

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



資料

群馬県登録文化財の新規登録について

- ① 古墳調査台帳（『上毛古墳綜覧』作成基礎資料）41点が群馬県登録文化財に新規登録されます。
- ② 古墳調査台帳は、昭和10(1935)年8~9月に県内一斉に実施された古墳調査の調査票が綴られた台帳です。『上毛古墳綜覧』注）作成の基礎資料となっています。

名 称・員 数	所在地の場所	所有者	登録基準
古墳調査台帳 (『上毛古墳綜覧』作成基礎資料) 41点	群馬県立文書館 群馬県前橋市文京町3丁目27-26	群馬県	(1) 群馬県の文化史的意義を有するもの

(1) 概要

●有形文化財（歴史資料） 古墳調査台帳（『上毛古墳綜覧』作成基礎資料）

- 昭和10(1935)年8~9月に県内一斉に実施された古墳調査の調査票が綴られた台帳で、167市町村の成果を41冊に集約している。
- 昭和10年頃の群馬県の世相や社会情勢を背景に古墳調査が実施された経緯を物語る資料。
- 県内古墳の昭和10年時の状況が、文字・絵図・写真等で記録されており、古墳情報のほか、地名、地割、周辺建造物などの情報も含んでいる。
- 古墳記録のみならず、当時の社会を記録した文化史的意義をもつ希少な歴史資料。
- 古墳調査台帳を基礎資料として刊行された『上毛古墳綜覧』は、今日に至るまで古墳研究に大きく活用されている。

注）『上毛古墳綜覧』昭和13(1938)年3月刊行、群馬県発行

群馬県立図書館のデジタルライブラリーで閲覧可能



古墳調査台帳



上：第36巻 世良田村23号古墳（二体地蔵塚古墳）
(太田市世良田町)

下：第5巻 大胡町15号古墳（堀越古墳：県指定史跡）
(前橋市堀越町)

（写真提供：群馬県）

令和7年度 群馬県登録文化財候補

登録種別 有形文化財（歴史資料）

名 称	古墳調査台帳（『上毛古墳綜覧』作成基礎資料）
所在場所	群馬県立文書館 群馬県前橋市文京町3丁目27-26
所有者	群馬県
登録基準	(1)群馬県の文化史的意義を有するもの

1 名称及び員数

古墳調査台帳（『上毛古墳綜覧』作成基礎資料） 41点

2 内容及び特色（調査成果を踏まえた価値付け）

古墳調査台帳は、昭和10（1935）年8月から9月にかけて県内一斉に実施された古墳調査の結果をまとめたものである。古墳調査票が綴られた台帳は41冊に及び、昭和13（1938）年3月に刊行された『上毛古墳綜覧』（古墳数8,423基）作成の基礎資料となっている。総点数41点すべてを群馬県立文書館が所蔵し、管理している。

この古墳調査の契機となったのは、昭和9（1934）年11月、陸軍大演習のため群馬県に天皇が行幸した際、巡幸経路を誤って先導し、異なる順路を進んでしまった「歎簿誤導事件」である。この事件の引責により当時の群馬県知事・金澤正雄氏が辞任し、昭和10年1月に君島清吉氏が後任として就任した。「敬神崇祖」の念が厚い君島知事は、同年3月に東京帝国大学の黒板勝美教授を群馬県へ招聘し、聖蹟や古墳などを視察した。群馬師範学校講堂で黒板教授による講演が行われ、その後の黒板教授と君島知事以下県幹部との座談会で「史蹟監視網を張る必要があること」と「古墳台帳を作ること」が申し合わされた。これを受け、群馬県は昭和10年7月20日付け「社兵第50号」で、203ある全市町村に対して古墳調査の実施を指示し、それにかかわる調査員を選任して名簿を作成して報告するよう通達した。そして、小学校教員などを調査員として委嘱し、研修会を経て当時全国に例を見ない古墳調査が昭和10年夏に県内一斉に実施された。

この現地調査の成果である古墳調査台帳は、一定の調査方針に基づく古墳調査票に、古墳（古墳址を含む）1基ごとにまとめられ、市町村ごとに通し番号を付している。さらに、古墳の平面図や断面図、スケッチ、写真、由来や伝承などの資料が多数添付されており、当時の墳丘の状況や古墳周囲の様子を知る貴重な資料となっている。これにより、現存する古墳の昭和10年当時の様子を把握できるだけでなく、現在では失われた古墳の姿や基本情報も得ることができる。また、市町村ごとに古墳分布図が作成されており、古墳だけでなく当時の各市町村の地域区画、主要な道路や建物の位置、土地利用の様子なども分かる点で、歴史資料としての価値は高い。昭和10年当時の社会情勢を背景に、約1ヶ月という短期間に県内全市町村で網羅的に調査が行われ、ほぼすべての記録が残っていることから、群馬県の近代史を物語る資料としても貴重である。さらに、悉皆的な大規模古墳調査は、全国的にも類例がなく、学術的に優れた群馬県独自の歴史資料として希少性が高い。

本調査後、黒板勝美教授のもとで古代史を学んだ尾崎喜左雄氏を中心に、古墳調査票に基づく成果報告書の編纂と追加調査が行われ、昭和13（1938）年3月『上毛古墳綜覧』が刊行された。この中で最終報告として、古墳数は8,423基と公表された。市町村ごとに古墳に番号を付けて記載した精度の高い記録は、その後の群馬県における古墳・古墳時代研究の基本文献として活用され、今日に至るまで群馬県の歴史研究に大きな影響を与えている。

古墳調査台帳は、昭和10年頃の群馬県の世相や社会情勢を背景に古墳調査が実施された経緯を物語るとともに、全国的に類を見ない県内の古墳を網羅的に調査した精度の高い記録である。当時の古墳情報を今に伝えるとともに、それを基礎資料として刊行された『上毛古墳綜覧』は、今日に至るまで古墳研究に大きく活用されている。それに加え、記録に残された地名や地割、字界、周辺建造物、古墳の現状などから、当時の県内各地の生活情報を知ることができる点で、高い文化史的価値を有する。したがって、本古墳調査台帳は当時の古墳の調査記録にとどまらず、各市町村の様子や生活情報を示すとともに、当時の社会情勢を映し出した歴史資料として文化史的に高い意義を有する、極めて貴重な資料である。

添付書類 1 有形文化財の写真



古墳調査台帳

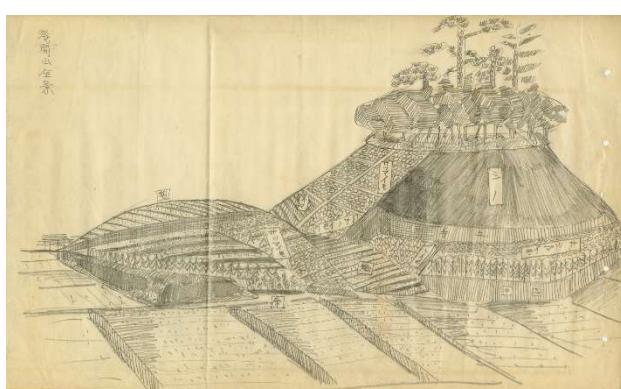


上：第36卷 世良田村23号古墳（二体地蔵塚古墳）
(太田市世良田町)

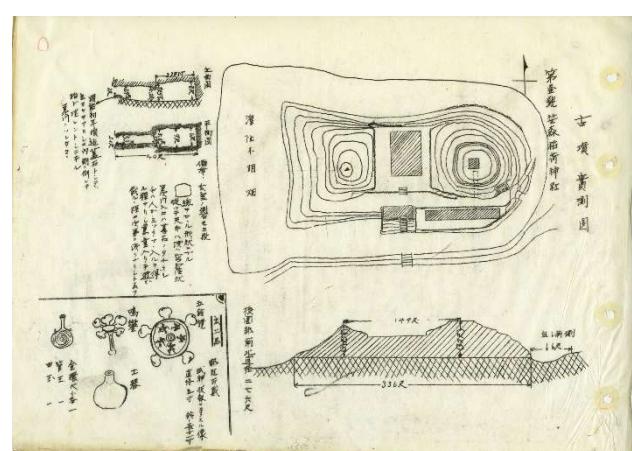
下：第5卷 大胡町15号古墳（堀越古墳：県指定史跡）
(前橋市堀越町)



第5卷 大胡町15号古墳（堀越古墳：県指定史跡）
(前橋市堀越町)



第7卷 倉賀野町1号古墳（浅間山古墳：国指定史跡）
(高崎市倉賀野町)



第22卷 福島町1号古墳（笛森古墳：県指定史跡）
(甘楽郡甘楽町福島)

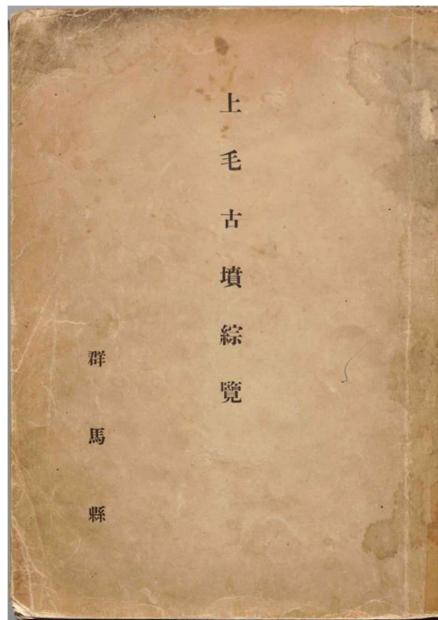


第9卷 上郊村2号古墳（保渡田八幡塚古墳：国指定史跡） 第37卷 鳥之郷村1号古墳（八幡山古墳：太田市指定史跡）
(高崎市保渡田町) (太田市大島町)

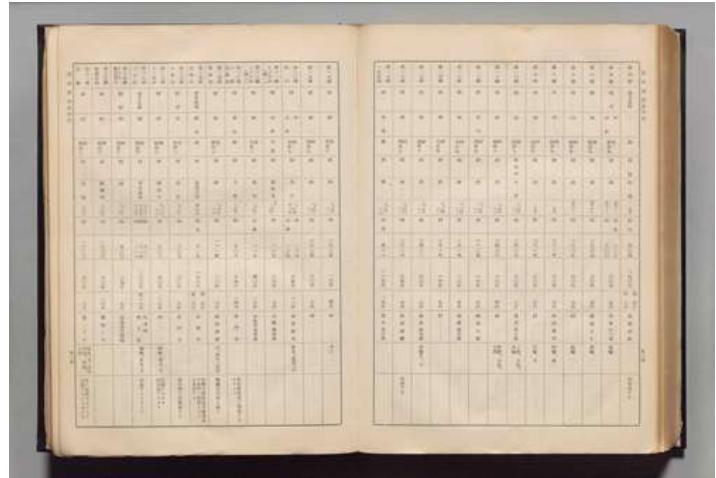


第33卷 采女村古墳分布図（原寸 縦54cm×横67cm）
(伊勢崎市)

【参考】



『上毛古墳綜覽』



514・515ページ 世良田村第4号～第31号古墳